

新規 20. 七尾市家庭用防災用品購入費補助金

◆事業内容

住民の災害に対する備蓄の確保及び防災並びに減災意識の向上を図るため、家庭用防災用品の購入に係る経費に対する補助制度です。

◆対象となる人

七尾市の住民基本台帳に記録されている者のうち、以下の補助対象に該当する者になります。

・保存食、飲料水、簡易トイレの場合

上記家庭用防災用品を購入した者

・感震ブレーカーの場合

感震ブレーカーを新たに購入した者であって、当該感震ブレーカーを住民基本台帳に記録された住所にある自身が所有する居宅に設置する者

◆補助対象

- ・保存食（保存期間が3年以上のもの）
- ・飲料水（保存期間が3年以上のもの）
- ・簡易トイレ
- ・感震ブレーカー（分電盤タイプ・コンセントタイプ・簡易タイプ）

◆補助金額

購入に要した費用に3分の1を乗じて得た額（補助金の額100円未満切捨て）

ただし、補助対象によって上限が異なります。

・保存食、飲料水、簡易トイレの場合

上限：申請者の世帯員数に1,000円を乗じて得た額

（例：申請者の世帯が3人世帯の場合、上限は3,000円となる）

・感震ブレーカーの場合

上限：4,000円

◆その他

詳しくは七尾市のホームページでご確認ください
（「防災用品購入補助」で検索）。



◆申請・お問合せ先

市民生活部危機対策課 TEL53-6880

メールアドレス bousai@city.nanao.lg.jp